



地域脱炭素化促進事業に関する制度の概要及び 県基準の基本的な考え方について

～目次～

- はじめに
- 地域脱炭素化促進事業に関する制度の概要
- 県基準の基本的な考え方（案）
- 県基準策定のスケジュール



- 近年、再生可能エネルギーの導入において、景観悪化や騒音等の環境トラブル等が発生している状況を踏まえ、国は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」）を改正し、「地域に役立つ再生可能エネルギーの導入により脱炭素化を促進する事業（地域脱炭素化促進事業）」を推進する制度を創設した。
- 改正法の施行と同時に、国は、当該事業の対象となる区域（促進区域）に「含めてはいけない区域」や「慎重な検討を要する区域」という区域分けと、環境保全への適正な配慮が確保されるよう考慮すべき事項の基準を策定した。
- この制度では、県においても基準を定めることができるとされており、市町は、国や県が定める環境配慮の基準に基づき、再生可能エネルギーの導入に適した場所を促進区域として設定できるとされている。
- 全国一律の国の基準に対して、県は、地域特性に応じた基準を策定できるとされており、本県としては、本制度を適切に運用するため、地域特有の自然的社会的条件を考慮して県の基準を定めることが必要と考える。
- なお、本県においては、太陽光発電施設については、防災・環境保全・景観保全等の面から地域との調和を図るため、平成30年に「栃木県太陽光発電施設の設置・運営等に関する指導指針（以下「県指針」）」を策定しており、適切な事業実施のために必要な措置等を定めている。

地域脱炭素化促進事業に関する制度の概要

- 地域脱炭素化促進事業（以下「促進事業」）に関する制度の流れ及び全体像は次のとおり。
- 適正に環境に配慮し、円滑な合意形成を図り、地域に役立つ再エネ導入を推進することが目的とされている。

〈促進事業制度の流れ〉

①国が基準を策定（R4.4.1施行）

- ・ 全国一律の基準

②県が基準を策定（再エネ種別に選択可） ← 今回の検討事項

- ・ 地域特性に応じた県内一律の基準
- ・ 環境配慮の考え方や情報収集方法を具体的に明示
- ・ 基準は県の実行計画に位置付け

③市町が促進区域を設定

- ・ 「慎重な検討を要する区域」「その他の区域」から促進区域を設定
- ・ 地域の環境保全のための取組等を併せて設定
- ・ 促進区域は市町の実行計画に位置付け（地域の協議会と合意形成が必要）

④事業者が促進事業の計画を市町に申請

- ・ 地域の意向に即した事業を計画
- ・ 法手続きの一部の申請窓口が市町に一本化（県基準が策定されている場合アセス手続き一部省略可）

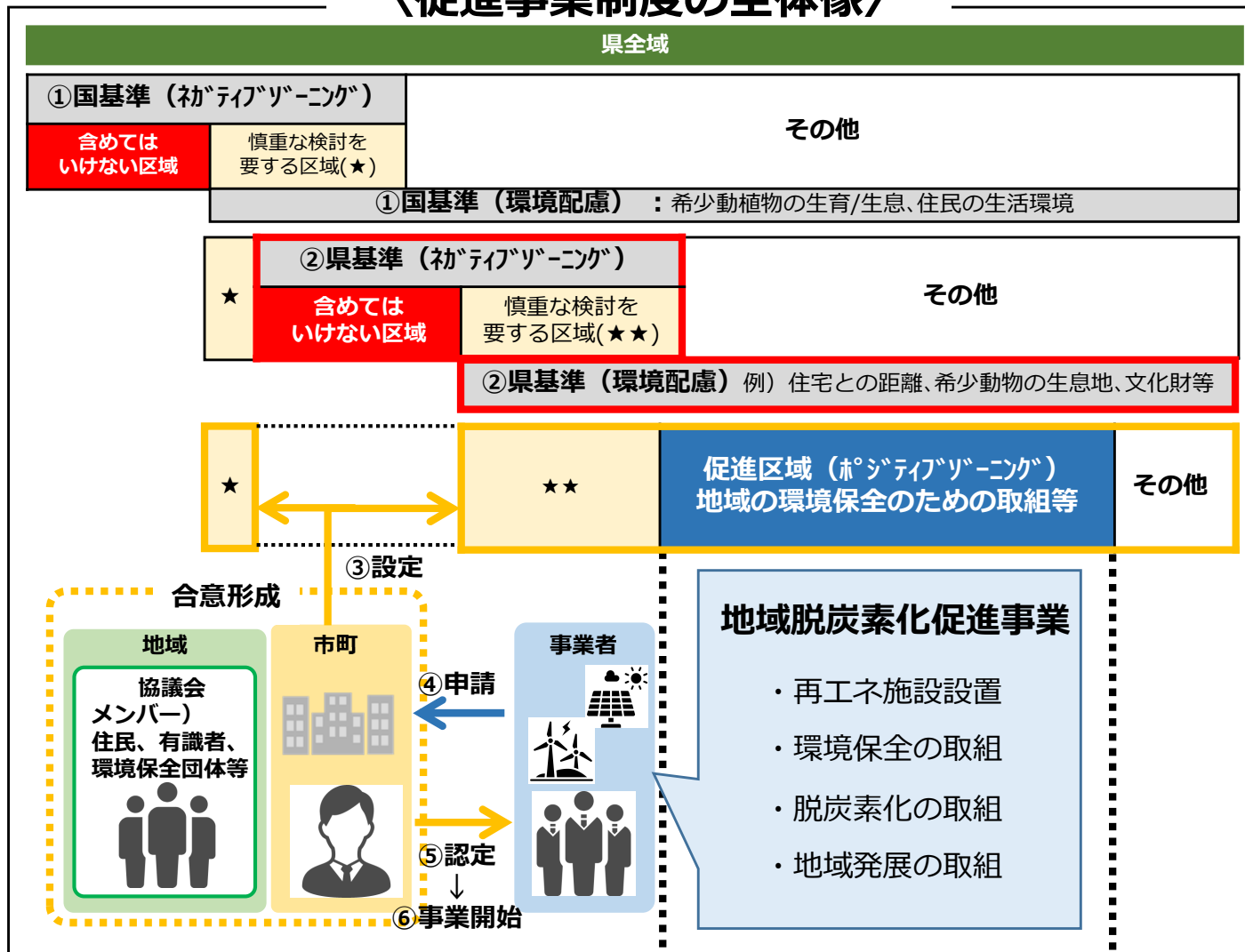
⑤市町が促進事業を認定

- ・ 環境保全のための取組内容等を審査し認定（地域の協議会と合意形成が必要）

⑥事業者が促進事業を実施

- ・ 地域の意向に即した再エネ事業が実現

〈促進事業制度の全体像〉



県基準の基本的な考え方（案）

➤ 県基準を策定するに当たって、基本的な考え方は次のとおりとしたい。

〈県基準の基本的な考え方（案）〉

(1) 基準を策定する再エネ種別

ポテンシャルが高く、市町において導入を促進する意向がより多い再エネ種別を優先する。→P5,6

太陽光	風力	水力	バイオマス	地熱
優先	市町の意向を踏まえて検討			

(2) 区域分けの基準

太陽光について定める場合は、県指針に定める「立地を規制するエリア」と「慎重な検討を要するエリア」の考え方を準用する。→P7

(3) 環境配慮の基準

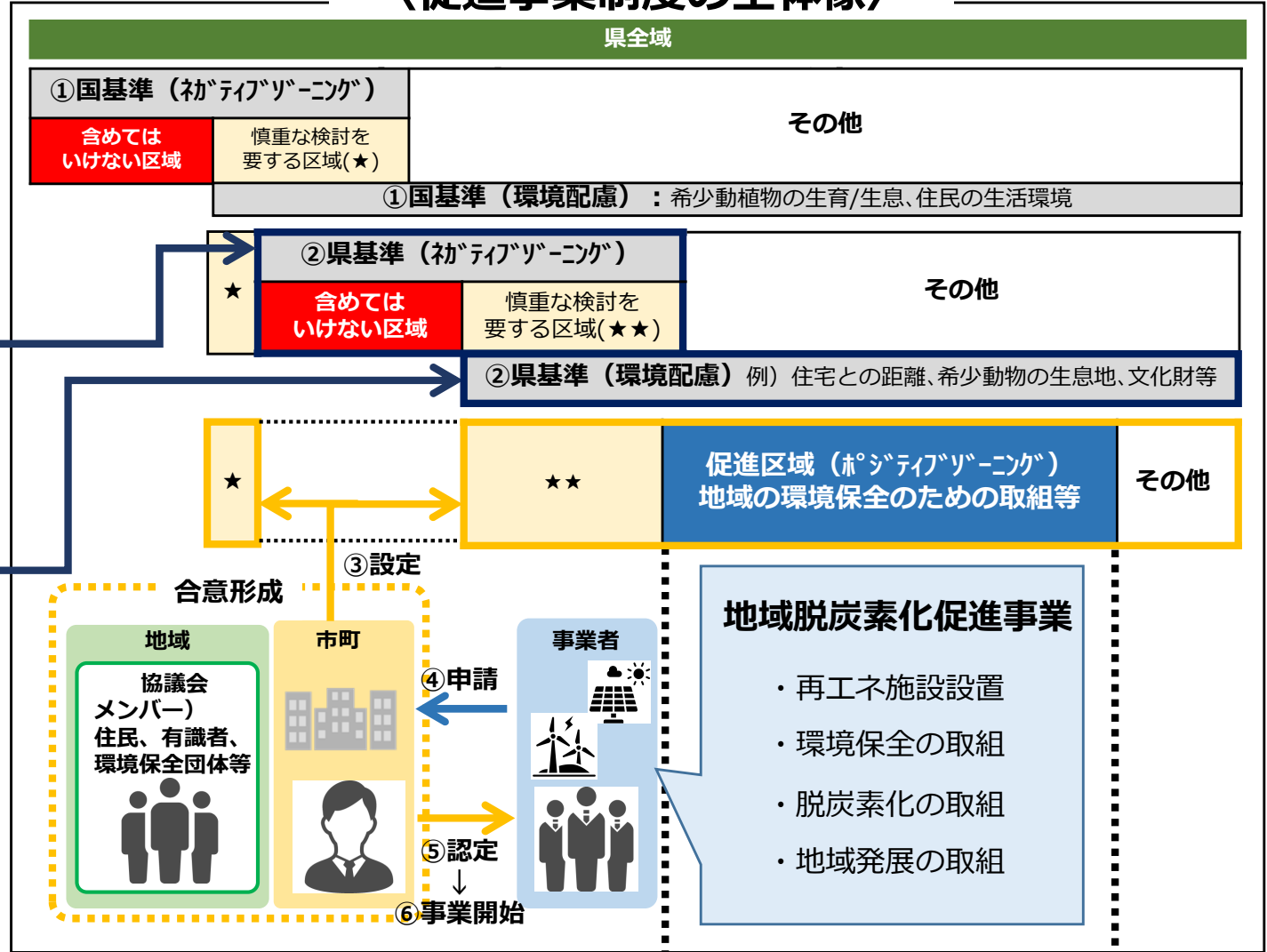
県独自の規制や県の特徴を踏まえ、再エネ促進と環境保全が両立されるよう設定する。→P8

(4) 特例事項・適用除外

設置場所や規模によっては、県基準の一部または全部を対象外にする。→P9

注) 以上の内容を「栃木県気候変動対策推進計画」の別冊として策定する。

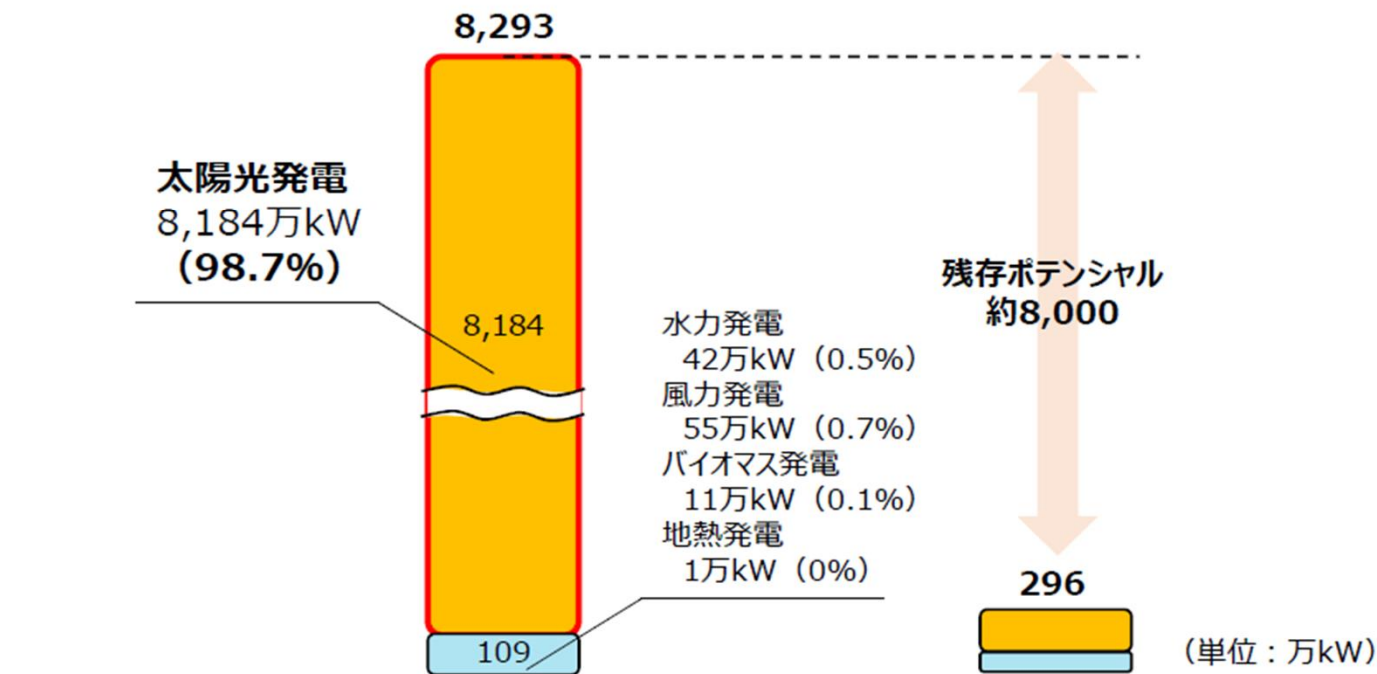
〈促進事業制度の全体像〉



【参考】県基準の基本的な考え方（案） (1)基準を策定する再エネ種別（本県のポテンシャル）

- 本県において最もポテンシャルが高い太陽光発電に関する基準の策定を優先する。
- その他の再エネ種別については市町の意見を踏まえて検討する。

- 本県におけるポテンシャルは約8,300万kWで、太陽光発電が9割以上を占めています。
- 現在の導入容量を差し引いても、残存するポテンシャルは約8,000万kWとなり、必要量を十分まかなえることとなります。



	再エネポテンシャル	2021年度
合計	8,293	296
太陽光発電	8,184	253
その他の発電	109	43

■ 出典：とちぎ再生可能エネルギーMAXプロジェクトアクションプラン（R5.3 栃木県）

【参考】県基準の基本的な考え方（案） (1)基準を策定する再エネ種別（全国の基準策定状況及び促進区域設定状況）



➤ 他都道府県の基準策定状況は次表のとおり。12府県が策定済。（R5.4.7時点）

自治体名	長野県	徳島県	高知県	岩手県	宮城県	茨城県	富山県	愛知県	京都府	広島県	山口県	長崎県
策定期	R4.5	R4.7	R5.2	R5.3	R5.3	R5.3	R5.3	R5.3	R5.3	R5.3	R5.3	R5.3
再エネ種別	太陽光	太陽光	太陽光 水力 風力 バイオマス	太陽光 風力	太陽光 水力 地熱 バイオマス	太陽光 風力 バイオマス	太陽光 (>50kW) 風力 (>20kW) 中小水力 (>20kW) バイオマス (>10kW)	太陽光 風力	太陽光 風力	太陽光 水力 (<3万kW) バイオマス	太陽光	太陽光 風力
備考特徴	・全国初の策定		・屋根または壁面に設置するものは適用除外(太陽光)	・屋根または工場跡地に設置するものは一部適用除外 ・屋根(小規模)及び工業団地に設置するものは適用除外	・区域分けの基準のみ ・全再エネ種とも同じ基準		・屋根に設置するものは適用除外(太陽光) ・洋上に設置するものは適用除外(風力)	・屋根または壁面に設置するものは適用除外(太陽光) ・洋上に設置するものは適用除外(風力)			・屋根または工業専用地域内に設置するものは適用除外	・屋根または壁面に設置するものは一部適用除外

➤ 全国の市町の促進区域設定状況は次表のとおり。3市町が設定済。（R5.4.7時点）

自治体名	長野県箕輪町	神奈川県小田原市	岐阜県恵那市
設定時期	R4.7	R4.9	R4.3
再エネ種別	太陽光	太陽光(<8,000kW)	太陽光
促進区域	町有施設の屋根、町有地、産業団地	市街化区域(砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域、風致地区、生産緑地地区以外)	住宅及び住宅以外の屋根上

注) 10府県が実行計画の別冊として策定しており、茨城県と宮城県のみ計画本体において策定している。

【参考】県基準の基本的な考え方（案） (2)区域分けの基準



- 太陽光発電について、国の基準は、県指針に定める「立地を規制するエリア」におおむね含まれている。
- 県の基準は、国の「含めてはいけない区域」以外の区域について、県指針を準用する。

県基準（案）：促進区域に含めてはいけない区域

県指針：立地を避けるべきエリア

国基準：促進区域に含めてはいけない区域

- 【自然環境保全法】原生自然環境保全地域、自然環境保全地域
- 【自然公園法】国立公園又は国定公園のうち特別保護地区、第1種特別地域
- 【鳥獣保護管理法】国指定鳥獣保護区のうち特別保護地区
- 【種の保存法】生息地等保護区のうち管理地区

国基準：慎重な検討を要する区域

- 【自然公園法】第2種特別地域、第3種特別地域、普通地域
- 【砂防法】砂防指定地
- 【地すべり等防止法】地すべり防止区域
- 【急傾斜地法】急傾斜地崩壊危険区域
- 【森林法】保安林（環境の保全に関するもの）

【種の保存法】生息地等保護区のうち監視地区（※）

- 【土砂災害防止法】土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域
- 【都市緑地法】特別緑地保全地区、緑地保全地域
- 【文化財保護法】重要文化財等の指定地等
- 【文化財保護条例】有形文化財等の指定地等
- 【自然公園条例】県立自然公園（特別地域・普通地域）
- 【自然環境保全条例】自然環境保全地域（特別地域・普通地域、緑地環境保全地域）
- 【鳥獣保護法】県指定鳥獣保護区のうち特別保護地区
- 【森林法】保安林、保安施設地区
- 【農地法】農用地区域、甲種農地、第1種農地
- 【河川法】河川区域、河川予定地
- 【とちぎふるさと街道景観条例】街道景観形成地区
- 【都市計画法】風致地区
- 【景観法】景観形成重点地区

県基準（案）：慎重な検討を要する区域

県指針：立地に慎重な検討を要するエリア

- 【森林法】地域森林計画対象民有林(上記以外) 【農地法】第2種農地、第3種農地 【河川法】河川保全区域 【文化財保護法】埋蔵文化財包蔵地

※ 県内には監視地区なし。

【参考】県基準の基本的な考え方（案） (3)環境配慮の基準



- 市町が促進区域を設定する際の環境配慮の考え方や情報収集方法については、以下に示す国の例示（抜粋）を参考に、市町や庁内関係課の意見を踏まえて精査する。

促進区域の設定に 当たって考慮すべき 環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及び その収集方法		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、 環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
	収集すべき情報	収集方法	
騒音による 生活環境への影響	<ul style="list-style-type: none"> 保全対象施設（学校、病院等）の種類 住宅の分布状況★ 	<ul style="list-style-type: none"> EADAS 関係部局が示す情報 	<ul style="list-style-type: none"> パワーコンディショナの設置場所を調整して保全対象施設や住宅からの離隔をXメートル以上確保すること、又はパワーコンディショナに囲いを設ける等の防音対策を講じること。★
水の濁りによる影響	<ul style="list-style-type: none"> 取水施設の状況 	<ul style="list-style-type: none"> EADAS A県県民生活課WEBサイト 	<ul style="list-style-type: none"> 沈砂地や濁水処理施設等を設置するなど、適切な濁水発生防止策を講じること。
重要な地形及び 地質への影響	<ul style="list-style-type: none"> 「A県重要地形レッドリスト」に掲載されている情報 	<ul style="list-style-type: none"> A県自然保護課WEBサイト 	<p>(促進区域に当該区域を含む場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該地形の改変を避けた、又は改変面積をできる限り小さくした事業計画にすること。
反射光による 生活環境への影響	<ul style="list-style-type: none"> 保全対象施設（学校、病院等）の種類 住宅の分布状況★ 	<ul style="list-style-type: none"> EADAS 関係部局が示す情報 	<ul style="list-style-type: none"> 事業地の周囲に植栽を施すこと、太陽光の反射を抑えた仕様のパネルを採用すること、又はアレイの配置又は向きを調整することなど、保全対象施設や住宅の窓に反射光が差し込まないように措置を講じること。
植物の重要な種 及び重要な群落への 影響	<ul style="list-style-type: none"> 植生自然度の高い地域 	<ul style="list-style-type: none"> EADAS 	<ul style="list-style-type: none"> 原則、当該地域の改変を避けた事業計画にすること。ただし、当該植生が点在している場合、事業者が、専門家の意見聴取・現地調査を行い、必要な措置を事業計画に反映する場合はこの限りではない。
	<ul style="list-style-type: none"> 特定植物群落 	<ul style="list-style-type: none"> EADAS 	<ul style="list-style-type: none"> 当該地の改変を避けた事業計画にすること。
	<ul style="list-style-type: none"> 巨樹・巨木林 	<ul style="list-style-type: none"> EADAS 	<ul style="list-style-type: none"> 指定対象の改変を避けた事業計画にすること。
	<ul style="list-style-type: none"> 環境省レッドリスト A県レッドリスト 	<ul style="list-style-type: none"> 地方環境事務所に聴取 A県自然保護課に聴取 	<ul style="list-style-type: none"> 事業の実施に先立ち、必要に応じて調査を行い、必要な措置※を講じること。 <p>※市町村は、促進区域を設定しようとしている場所において特に配慮を必要とする種の生息状況とその保全に必要な措置について地方環境事務所やA県自然保護課に聴取し、促進区域と合わせて示す。</p>

■出典：地域脱炭素のための促進区域設定等に向けたハンドブック（第2版）（R4.6 環境省）

【参考】県基準の基本的な考え方（案）（4）特例事項・適用除外



➤ 県基準の適用除外については、以下に示す国の例示（抜粋）を参考に、市町や庁内関係課の意見も踏まえて精査する。

・ 都道府県基準の特例事項等は、再エネ施設の規模、設置形態、設置場所などに応じて、**環境負荷が比較的小さい**場合に設定されます（ただし、環境影響評価法の対象規模は除く）。

・ 特例事項の例：「工場跡地に設置されるもの（●kW以下）については環境配慮事項のうち、△△及び□□の考慮が必要。※○○の考慮は要しない」

・ 適用除外の例：「建物の屋根に設置されるものについて環境配慮事項の考慮を要せず、国の基準を都道府県基準とする」

県基準の一部
が対象外

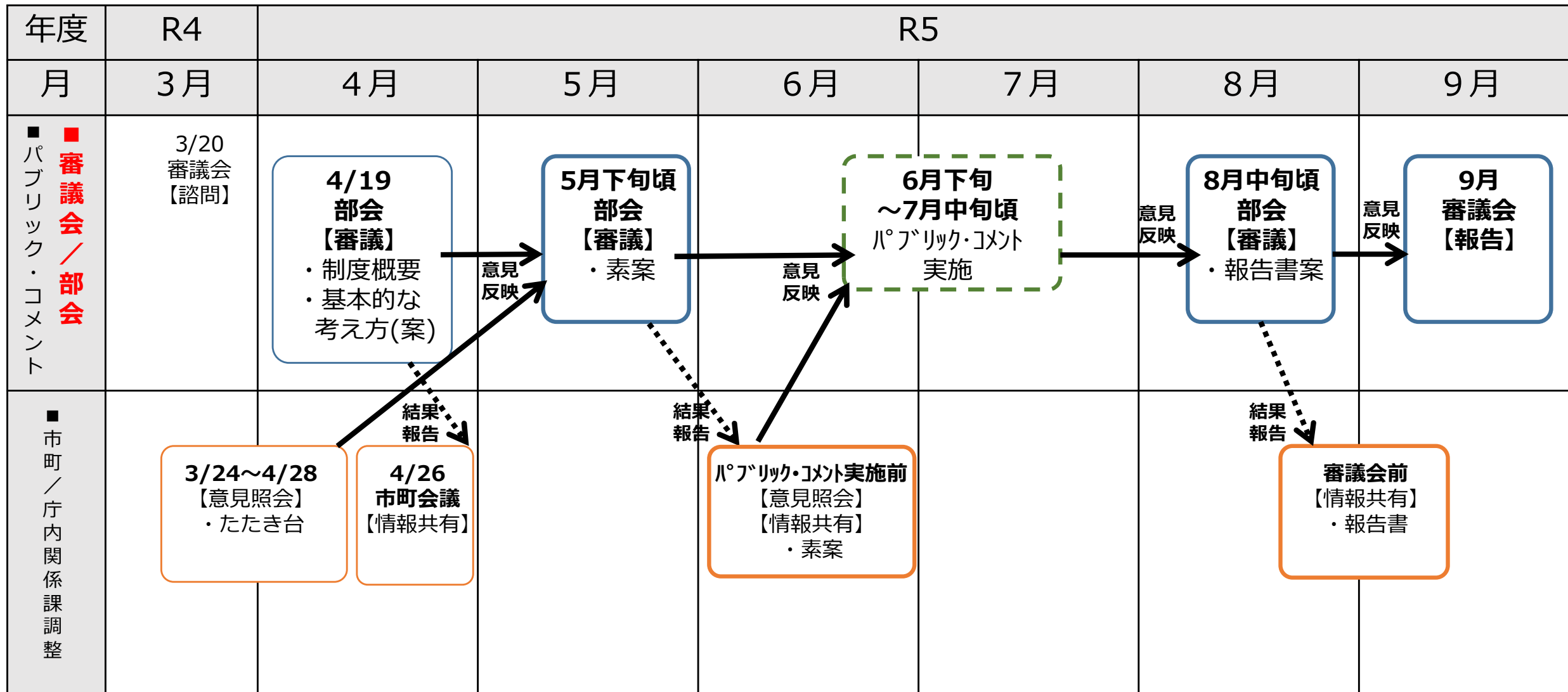
県基準のすべて
が対象外

都道府県基準において特例が設定される規模、設置形態、設置場所などの例としては

- ・住宅の屋根に設置されるもの
- ・工場の屋根に設置されるもの
- ・工業団地に設置されるもの
- ・ゴルフ場跡地に設置されるもの
- ・工場跡地に設置されるもの
- ・屋根置きかつ10kW未満のもの 等

が考えられます。

県基準策定のスケジュール



注) 審議会：栃木県環境審議会、部会：栃木県環境審議会気候変動部会